

市第136号議案 横浜市附属機関設置条例の一部改正

1 趣旨

本市附属機関である横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会の廃止及び横浜市医療安全推進協議会の規定整備を目的として、横浜市附属機関設置条例の一部を改正します。

2 改正理由

(1) 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会の廃止

本市における福祉サービス第三者評価の仕組みの検討を目的として、平成15年度に委員会を設置し、制度の運用を進めてきましたが、評価機関や福祉サービスの事業者及び利用者にとって、より使いやすい制度とすることを目指して、神奈川県域での運用に見直しを行いました。このことにより附属機関を設ける必要がなくなったため、制度移行の経過措置期間が終了する令和2年3月31日をもって横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会を廃止します。

(2) 横浜市医療安全推進協議会の規定の整備

横浜市医療安全推進協議会は、医療法第6条の11第1項に基づいて設置されています。この度、医療事故調査の実施及び報告を義務化する規定が、新たに医療法第6条の10、第6条の11として追加されたことに伴い、従前の第6条の10、第6条の11が第6条の12、第6条の13として条ずれが生じたので、これを修正するものです。

3 改正内容

- (1) 別表の横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会について削除します。
- (2) 別表の横浜市医療安全推進協議会について「医療法第6条の11第1項」を「医療法第6条の13第1項」に改めます。

4 施行予定日

- (1) 令和2年4月1日（横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会）
- (2) 公布の日（横浜市医療安全推進協議会）

新旧対照表（横浜市附属機関設置条例）

現 行				改 正 案			
横浜市附属機関設置条例 平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号 （第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、附則省略） 別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）				横浜市附属機関設置条例 平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号 （第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、附則省略） 別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）			
執行機関	附属機関	担 任 事 務	委員の定数	執行機関	附属機関	担 任 事 務	委員の定数
市長	（横浜市大都市自治研究会から横浜市社会福祉法人施設審査会まで省略）			市長	（横浜市大都市自治研究会から横浜市社会福祉法人施設審査会まで省略）		
	横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会	<u>高齢者、障害者及び障害児、児童並びに生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号) 第 6 条第 1 項に規定する被保護者に対する福祉サービスの第三者評価の仕組み、手法、評価基準その他当該評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務</u>	20 人以内		【削除】		
	（横浜市保健医療協議会から食の安全・安心推進横浜会議まで省略）				（横浜市保健医療協議会から食の安全・安心推進横浜会議まで省略）		
	横浜市医療安全推進協議会	<u>医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 11 第 1 項の規定により設置された横浜市医療安全支援センターの運営方針、地域における医療の安全の推進のための方策等についての審議に関する事務</u>	8 人		横浜市医療安全推進協議会	<u>医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 13 第 1 項の規定により設置された横浜市医療安全支援センターの運営方針、地域における医療の安全の推進のための方策等についての審議に関する事務</u>	8 人
（健康横浜 21 推進会議から横浜市救急業務検討委員会まで省略）				（健康横浜 21 推進会議から横浜市救急業務検討委員会まで省略）			